

令和7年度「不祥事防止のための柳井原小校内ルール」

1 体罰（人権侵害）（別冊「体罰防止ハンドブック」参照）

○日頃から児童理解に努め、いかなる理由があっても児童に体罰を加えることがないようにする。困ったら、生徒指導主事・管理職等に相談する。

2 わいせつ・セクシャルハラスメント

- 自分の携帯電話等から児童や保護者の携帯電話へ電話をしない。また、メールを送ったりメールアドレスの交換（SNSによる児童とのやりとり）等をしったりしない。
- 教育相談や生徒指導面で児童や保護者と面談する場合は、複数で行う。
- 児童・保護者・教職員に対して、セクシャルハラスメントととられかねない言動をしない。
- 不必要な身体接触はしない。

3 個人情報・情報管理

- 特別な理由がない限り、携帯電話等を教室に持っていかない。
- 机上のパソコンを開いたまま席を離れないこと。プリントアウトした原稿は、直ちにに取りに行く。その他、個人情報が含まれている資料等を机上の見えるところに置かない。常に机上の整理整頓を心掛ける。
- 児童の個人情報に関する書類や電子データの持ち出しは、原則禁止とする。やむを得ず持ち出すときは、管理職に申し出て、「学校USB貸出簿」に記入する。また、個人情報を持ち出す場合、学校名や氏名などを使用せず、番号や記号などを使って、個人が特定できないような工夫をする。
- 学習用のプリントや資料・配付物等を作成する場合は、著作権や肖像権に十分配慮する。原則、授業で使用する目的でのみ使用する。

4 公金の取り扱い

○児童が現金を持ってきた場合は、すみやかに担当職員に渡し、決して教室に保管しない。その他の現金は耐火書庫に一時保管し、速やかに銀行等に入金する。

5 交通安全・飲酒・酒気帯び運転

- 時間に余裕をもって出勤し、交通安全に最新の注意を払う。万が一事故があった場合は、事案の軽重に関わらず、速やかに警察・救急等に通報し、人命優先の行動を取る。必ず管理職に報告する。
- 飲酒する場合は、帰宅方法を事前に確認する。飲酒した場合は、絶対に運転しない。また、運転する者に飲酒を勧めたり容認したりしない。

6 服務

- 常に教育公務員の自覚をもち、法令を遵守し、児童・保護者・地域の人から信頼されるような言動や服装に心掛ける。
- 事案については、常に誠意をもって根気よく丁寧に対応する。
- 報告・連絡・相談を密にし、温かい人間関係づくりに努める。

7 その他

- 保護者対応の時間は、原則7：30～18：00とする。
- 原則として、児童の輸送・搬送を教職員の自家用車で行わない。
- 保護者以外への児童の引き渡しは、事前の情報確認と引き渡し時の身分確認を行う。

※ 具体的な体罰事例（正当防衛や目の危険を回避するためのやむを得ない行為は、体罰ではない。）

- ・殴る・蹴る・突き飛ばす等の身体に対する侵害行為
- ・正座や長時間の特定の姿勢保持等の肉体的苦痛を与える行為
- ・廊下に立たせて長時間放置しておく等の教育を受ける権利の侵害に当たる行為

児童・保護者
相談窓口

○校内・・・・・・・・教頭
○教育委員会・・・指導課